

## 国立国会図書館の現況と課題：2014

国立国会図書館 総務部 司書監  
大塚 奈奈絵 (おおつか ななえ)

はじめに

インターネットを通じたデジタル情報の増大という社会変化の中にあつて、これまで図書館が果たしてきた役割を全うするとともに、新たな役割を果たしていくことは、各国の国立図書館の共通の課題となっています。

本日の基調報告では、明日の業務交流でご報告する「戦略的目標」の実現に向けた当館の取組の中から、デジタル時代に対応するための方策を中心にご紹介いたします。

### 1. 電子的に流通する情報の収集とデジタル化情報へのアクセスの充実

国立国会図書館では、2002年以降、インターネット上の電子書籍、電子雑誌の網羅的収集に向けて、段階的に法制度を整備し、収集と保存に取り組んでいます。

#### (1) 学位規則改正に対応した学位論文の収集

国立国会図書館は、学術研究成果の公開・利用の促進に資するために博士論文を重要なコレクションと位置付け、網羅的に収集してきました。旧帝国図書館から引き継いだものを含め、2014年度末現在、1923年9月以降の博士論文55万人分以上を関西館で所蔵し、このうち、1991～2000年度に送付を受けた論文約14万点をデジタル化し、提供しています。

昨年、学位規則が改正され、博士論文は印刷によるのではなく、インターネットの利用により公表されることになりました。このため、当館では、インターネットに公表された博士論文の全文で、学位授与大学等の機関リポジトリに登録され、かつ、国立情報学研究所の学術機関リポジトリデータベース(IRDB)においてメタデータ収集されるものについては、IRDBから当館が自動収集し、それ以外のものは、当館が提供する送信用システムを利用して学位授与大学等からメタデータ及び全文の電子データ(電子ファイル)を送信していただくことにいたしました。これにより、学位規則改正後も、従来と変わらず、博士論文の網羅的な収集を図り、各学位授与大学等による分散的な保存・提供を補完し、

長期的な保存機能を担っていきます。

## (2) オンライン資料収集制度 (e デポ)

国立国会図書館が、インターネット上で流通している電子出版物の許諾による収集と提供を開始したのは、2002年11月のことです。インターネット資源選択的蓄積実験事業 (WARP) により、インターネット上で流通し又はオンライン送信されるネットワーク情報について、収集対象範囲を順次拡大してきました。2009年7月には、国立国会図書館法の改正により、国等の公的な機関の運営するウェブサイト (=インターネット資料) の制度的な収集を開始しました。また、国立国会図書館法の定める収集対象になっていないウェブサイトについては、私立大学や国際的・文化的イベントのウェブサイト、無償の電子雑誌などを主な対象として、発信者の許諾を得た上で、選択的に収集・保存・提供を行ってきました。

さらに、2012年の国立国会図書館法及び著作権法の一部改正により、2013年7月1日からオンライン資料収集制度 (愛称：e デポ) による制度収集が始まりました。これにより、民間で出版された、無償であって、かつ DRM (技術的制限手段) のないオンライン資料 (電子書籍、電子雑誌等) を国立国会図書館に納入することが義務付けられました。例えば、インターネット上で PDF 形式等で公開されている、年鑑、要覧、機関誌、調査報告書、事業報告書、学術論文、紀要、技報、ニューズレター、小説、実用書、児童書などが納入の対象になります。収集した資料は、納本制度で収集した紙の資料と同様、文化財として蓄積し、後世に伝えていきます。また、次の課題である有償のオンライン資料の制度収集の実現にむけて、取り組みをすすめています。

## (3) 資料デジタル化の推進と公開

国立国会図書館は、2002年10月に「近代デジタルライブラリー」(<http://kindai.ndl.go.jp/>) で明治期刊行図書約 3 万冊のデジタル化資料を公開して以来、所蔵資料のデジタル化を継続的に進めてきました。2013年5月27日には「国立国会図書館の資料デジタル化に係る基本方針」を策定してホームページで公開し、この方針に沿って資料のデジタル化を進めてきました。2013年度は、雑誌約 18,700 点をはじめとして、図書約 5,600 点、日本占領関係資料等約 14,000 点を「国立国会図書館デジタルコレクション」(<http://dl.ndl.go.jp/>) に追加し、表 1 のとおり、2014年4月30日時点で約 235 万点のデジタル化資料を提供しています。これにより、国立国会図書館が所蔵する国内刊行物の約 4 分の 1 がデジタル化されたこととなりますが、デジタル化の推進に必要な予算を確保することが今後の大きな課題です。

表 1 デジタル化資料提供状況 (概数)

種別	インターネット 公開	図書館送信	国立国会図書館内 限定公開	合計

図書	35 万点	50 万点	5 万点	90 万点
古典籍	7 万点	2 万点	—	9 万点
雑誌	0.5 万点	67 万点	45 万点	112 万点
博士論文	1.5 万点	12 万点	1 万点	14 万点
その他	4 万点	—	6 万点	10 万点
合計	48 万点	131 万点	56 万点	235 万点

(2014 年 4 月 30 日時点)

#### (4)国内の図書館向けデジタル化資料送信サービスの開始

デジタル化を開始した当初は、インターネットで本文の画像を公開することを前提としていましたので、著作権保護期間が満了したものや著作権者からの許諾を得たもの等をデジタル化していました。その後、2009 年 6 月の著作権法の改正（第 31 条第 2 項の新設）により著作権処理が未完了の資料についても、インターネットでの公開はできないものの原本の保存のためにデジタル化（複製）することが可能となりました。このため、2011 年 7 月からは東京本館、関西館および国際子ども図書館の施設内に設置した端末を用いて、著作権処理が未完了の資料の本文の閲覧と複写を利用者に提供してきました。

その後、2012 年 6 月の著作権法改正（第 31 条第 3 項の新設）により、国立国会図書館がデジタル化した資料のうち絶版等で入手困難なものを図書館等に自動公衆送信できるようになりました。この法改正を受けて 2014 年 1 月 21 日に図書館送信が開始され、約 131 万点の資料が全国の公共図書館、大学図書館等で見られるようになりました。2014 年 5 月 22 日時点で、このサービスの参加館は 205 館で、このほかに約 40 館が承認手続き中ですが、参加館のさらなる拡大をめざしています。なお、支部図書館については、本年 6 月現在、33 館中 21 館が送信サービスに参加しています。

また、試行期間を経て 2012 年 7 月 2 日から公立図書館への本格配信を実施している歴史的音源についても、2013 年 9 月に、HiRAC<sup>3</sup>によりデジタル化が行われた全音源、約 5 万音源の追加提供が完了しました。

#### (5)海外からのアクセスの充実

デジタル化資料のうち、インターネットで公開している約 48 万件については、海外からも利用していただくことが可能です。2013 年 5 月 30 日からは、国立国会図書館デジタルコレクションおよび近代デジタルライブラリーの英語版を公開し、検索画面やヘルプ等を英語でご利用いただくことが可能になりました。

また、2014 年 2 月 27 日には、国立国会図書館サーチと Dibrary（韓国国立中央図書館）の相互連携が実現しました。国立国会図書館は、「日中韓電子図書館イニシアチブ（CJKDLI）協定」に基づき、3 か国の統合的情報サービス（統合ポータル）に取り組んできました。このたびの国立国会図書館サーチと Dibrary との相互連携の実現は、その成果といえます。

さらに国際的書誌ユーティリティ Online Computer Library Center (OCLC) に、国内逐次刊行物の書誌データ及び雑誌記事索引データの送付を行い、World Cat からの提供を開始しました。

#### (6) オンライン資料に対応した当館目録規則等の対応

##### ○国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス (Web NDL Authorities)

2012年1月6日に本格サービスを開始した Web NDL Authorities は、国立国会図書館が維持管理する典拠データを一元的に検索・提供するサービスで、データ件数は2013年12月現在、約113万件に及びます。典拠データを「キーワード検索」「分類記号検索」により検索できるほか、全典拠データの個別ダウンロード、国立国会図書館件名標目表

(NDLSH) の収録範囲となる典拠データの一括ダウンロード用ファイルの利用が可能です。また「国立国会図書館サーチ」と連携し、関連キーワードの提示、典拠コントロールされた各標目による書誌データの再検索など、多様な検索機能を提供しています。

国立国会図書館は2012年10月1日に OCLC(Online Computer Library Center, Inc.) と協定を締結し「バーチャル国際典拠ファイル (Virtual International Authority File:VIAF)」に参加しました。この協定に基づく VIAF から Web NDL Authorities へのリンクに加え、2012年12月13日の機能拡張により、原則的に全ての名称典拠(個人名、家族名、団体名、地名、統一タイトル典拠)について、VIAF との相互リンクが実現しました。

##### ○新しい目録規則の検討

国立国会図書館収集書誌部は、2013年2月に「国立国会図書館の書誌データ作成・提供の新展開 (2013)」を策定し、この第3項で「資料と電子情報のそれぞれの特性に適した書誌データ作成基準を定める。」として、国際標準や「日本目録規則」の改訂等の動向等に留意した上で、特に“Resource Description and Access : RDA”に対応した書誌データの作成基準を定めるという方向性を示しました。さらに2013年9月30日には、RDAに対応した新しい書誌データ作成基準の策定について、国立国会図書館収集書誌部と日本図書館協会目録委員会とが連携して「日本目録規則」を全面的に新しく策定するための作業を進めることが発表されました。

なお、外国刊行の洋図書等の目録規則については、2013年4月1日から目録規則を“Anglo-American Cataloguing Rules, second edition” (AACR2) から RDA に変更して目録作成を行っています。

#### (7) 障害者が利用しやすいデジタル資料の提供等への取り組み

視覚障害者等用デジタルデータの送信を受ける図書館・個人の登録手続き等について検討し、法規・システムに関する所要の整備を行い、2014年1月から、視覚障害者等用デジタルデータの送信サービスを開始しました。また、公共図書館等の持つ視覚障害者等用

デジタルデータの収集については、利用に係る条件等を定めた覚書を作成し図書館等との間で締結した上で収集を開始しました。今後も相手機関の事情に配慮しながら引き続き収集を進める予定です。

なお、当館における視覚障害者等に対するサービスについては、「視覚障害者等サービス実施計画 2014-2016」を策定しました。今後は、この計画に基づき、より充実したサービスの実現を目指します。

## 2. 東日本大震災アーカイブについて

国立国会図書館東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」<sup>iii</sup>は、東日本大震災に関するあらゆる記録・教訓を次の世代へ伝えることを目的としたポータルサイトです。被災地の復旧・復興事業や、今後の防災・減災対策に役立てられるよう、公的機関、民間団体、報道機関等による記録・報告書や大学、学会、研究機関による学術研究の成果などを包括的に検索することができます。

### (1) コンテンツの充実等

2013年度は、東日本大震災アーカイブに関する各種情報を一元的に検索、閲覧できる範囲を拡大し、利便性を向上させるため、WARP全文検索機能を実装する改修等を行うとともに、国立女性教育会館、日本赤十字社及びハーバード大学とのAPI連携を実施しました。また、関係機関と協議・調整し、コンテンツ（東日本大震災の航空写真等）を、メタデータ付与と合わせ、追加することができました。この結果、2014年2月末現在、検索可能な情報の数：2,511,045件、アーカイブ連携機関数：22機関、震災関連ウェブサイトの収集：324団体となっています。

その一方で、肖像権などが未処理のために搭載できないコンテンツが多いなど、権利関係で多数の課題があります。

### (2) 県立図書館との連携

東日本大震災の被災地である岩手・宮城・福島の3県立図書館と協力に関する文書を取り交わし、共同作成した広報チラシの配布や収集資料の当館への送付依頼や活動の説明、震災関係資料の書誌データの交換、取得した書誌データに基づく未収資料の納本督促などを行いました。他の被災県の県立図書館とも協定の締結に向けて調整を進めています。

また、東日本大震災アーカイブの利活用の拡大を図るため、被災地の県立図書館の研修会等で「ひなぎく」の事業説明等を行ないました。さらに、2014年3月には国立国会図書館と県立図書館の震災記録に関する協力連絡会議を開催しました。

### (3) 大学図書館との連携：被災記録WGの活動

東日本大震災における大学図書館の被災・復旧経験を全国の大学図書館等で広く共有し、後世に伝えるため、関係する記録の保存を進めるとともに、その利活用の促進をはかる目的で「国立国会図書館と大学図書館との連絡会」の下にワーキング・グループを設置しました。2013年10月末に各大学での被災とその後の復旧に関する事例報告を取りまとめた中間まとめを作成し、11月1日に中間まとめ報告会を開催しました。中間まとめは、ひなぎく上で公開しています。

#### (4) その他機関との連携

被災6県（青森・岩手・宮城・福島・茨城・千葉の各県）と山形県の県庁等を訪問して当館の活動を広報するとともに、他機関で維持困難となったアーカイブを当館が支援することを関連機関に説明しています。さらに、自治体が収集した記録の長期保存について、登録等の支援方法及び権利関係未処理の場合の取扱いについても検討を始めました。

#### (5) 招聘による国際シンポジウム等の開催

2013年12月に「東日本大震災に関する書類・写真・動画の整理・保存講習会～被災支援活動の経験・ノウハウを活かすために～」を開催しました。また、2014年1月には、「震災アーカイブに関する研究会－NZカンタベリー地震と東日本大震災の経験から－」と東日本大震災アーカイブ国際シンポジウム「未来をつくる地域の記憶」を開催し、復興事業における東日本大震災に関する記録・教訓の活用や、アーカイブ活動と復興事業との協力関係の在り方について検討しました。

### 3. 多様な資料の収集と組織化

国立国会図書館と文化庁は、我が国の貴重な資料の次世代への確実な継承を目指し、歴史的・文化的価値のある作品や資料等について、その所在情報の把握や目録の作成、収集・保存、活用等について、一層緊密な連携・協力を行っていくために2011年5月に協定を締結しました。この協定に基づき、テレビ番組の脚本・台本、音楽関係資料（楽譜）、メディア芸術（マンガ、アニメーション、ゲーム）についての連携・協力の取り組みを進めています。

このうち、テレビ番組の脚本・台本については、2013年2月に1980年以前のテレビ・ラジオ番組の脚本・台本約27,000冊を受け入れ、2014年4月17日から新館1階の音楽・映像資料室で提供を開始しました。音楽関係資料では、今後手稿譜のコレクションを収集・提供する予定です。

### 4. 図書館施設の整備

#### (1) 関西館第2期施設工事プロジェクトの推進

東京本館・関西館の書庫が2017年度に満架を迎えることへの対応として、関西館第2

期施設建築に係る地盤調査を行いました。設計業者の選定を行い、設計作業を実施しています。今後は、関西館第2期施設整備工事費の予算化を目指し、財務省等関係機関と引き続き交渉を行います。

## (2)国際子ども図書館新館建築工事

現在、国際子ども図書館の既存の建物の北側に増築棟を建設中で、2015年6月に竣工予定です。その後、既存棟の改修を経て、2015年度中にリニューアルを予定していますので、その準備のため、実務的な課題や必要なシステム改修・端末等導入に向けたスケジュール等についても検討しています。

## むすび

インターネットを介した情報が増加する現代、図書館が取り扱う資料や情報の範囲とサービスのあり方も急速に変化しています。この変化の中では、広い視野に立って国立図書館の役割を考え、図書館相互の連携を深めることによって、それぞれの図書館サービスのよりよい実現を目指すことが必要とされています。当館は一昨年「私たちの使命・目標 2012-2016」を公表し、昨年はさらにそれを具体化した「戦略的目標」を取りまとめました。この「戦略的目標」については、明日の業務交流で詳しくご説明することになっていますが、その目標の一つに、「国際的な連携協力の推進」があります。電子情報時代における海外の図書館との「協働」の推進のために、今回の日韓業務交流が実り多い機会となることを祈念して、私の報告の結びとさせていただきます。

---

i 1872年に文部省に属する東京書籍館として設立され、その後、東京書籍館、東京府書籍館、東京図書館と変遷を遂げ、1906年3月に上野公園内に帝国図書館として新築・開館した。

ii 歴史的音盤アーカイブ推進協議会 (Historical Records Archive Promotion Conference)

iii 「ひなぎく」という愛称は、Hybrid Infrastructure for National Archive of the Great East Japan Earthquake and Innovative Knowledge Utilizationの頭文字です。ひなぎくの花言葉「未来」「希望」「あなたと同じ気持ちです」に、復興支援という事業の趣旨を込めています。